

第 1 部

総論



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の目的

わが国の高齢化は世界に例のない速さで進行しており、平成37年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、本格的な超高齢社会を迎えます。

三郷市におきましても、平成27年4月1日現在には24.3%であった高齢化率が、平成29年4月1日現在には25.7%となり、平成37年度には27.2%に達することが推計されています。

平成12年度に創設された介護保険制度は、このたび高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とするかたに必要なサービスが提供されるように「地域包括ケアシステムの深化・推進」を柱に、制度の見直しが行われたところです。

三郷市では、高齢者が生涯にわたって安心して生活するために、高齢者一人ひとりの価値観に基づいた社会参加を促進し、健康でいきいきと暮らせるようにするため、介護予防を重視した高齢者や介護者の支援、生きがいづくり、みんなで支えあう地域づくり等の事業を積極的に進めて参りました。

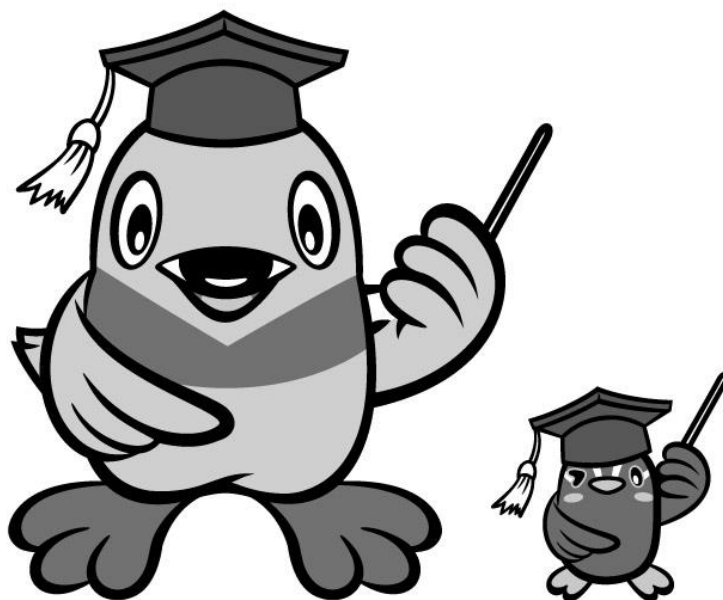
本計画ではこれまでの計画に引き続き、いざ支援を必要とする状態となっても安心して生涯を送ることができるまちを目指すこと、元気な高齢者の地域活動への積極的参画を支援することを基本理念にすえ、高齢者のニーズ等を的確に捉え、将来の三郷市を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域包括支援センターをはじめとする保健・医療・福祉などの関係機関・団体と連携し、本計画を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

1. 法令等による根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を法定根拠として策定したものです。

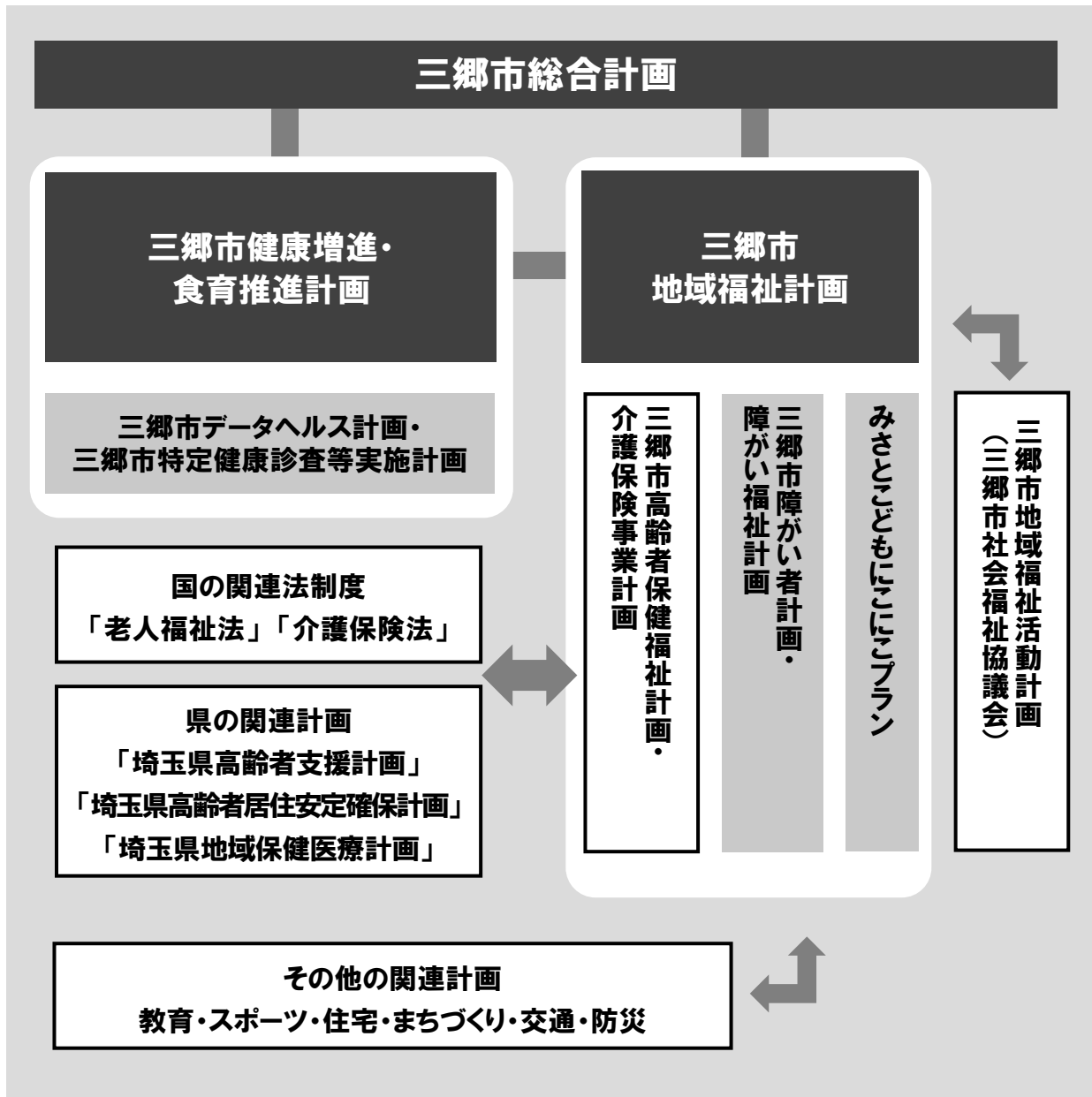
老人福祉法による「老人福祉計画」の内容は、高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な措置が行われるよう、地域における高齢者を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関するもので、「介護保険事業計画」の取り組みも包含されていることから、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として、一体的に策定するものです。



2. 計画の位置付け

本計画は、三郷市の「三郷市総合計画」を上位計画として整合性を図るとともに、「三郷市地域福祉計画」を福祉部門の上位計画と位置付け、高齢者部門の計画として策定しました。

さらに、埼玉県の「埼玉県高齢者支援計画」、「埼玉県高齢者居住安定確保計画」、「埼玉県地域保健医療計画」等とも整合性を図り策定しました。

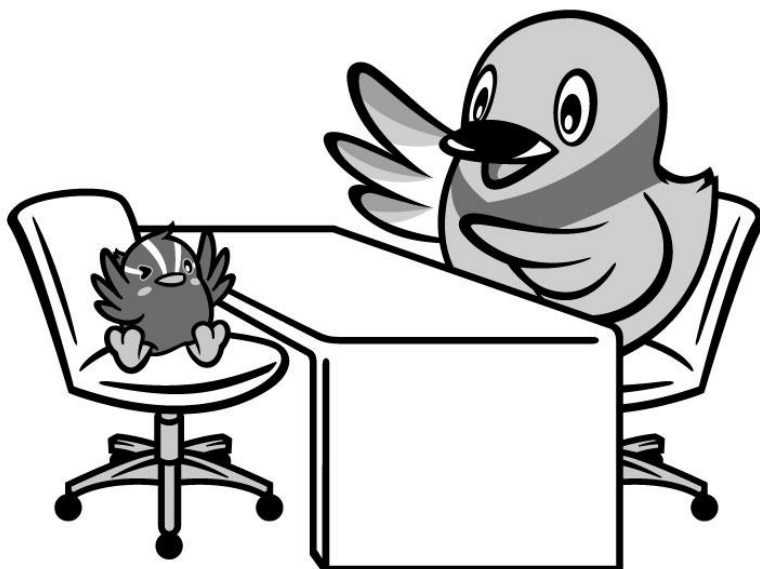


第3節 計画の期間と進捗状況の評価・検証

1. 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3か年計画とします。また、団塊の世代（昭和22年から昭和24年の生まれ）が75歳以上の後期高齢者となり、介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる平成37年を見据えた中長期的な視点にたった計画とします。

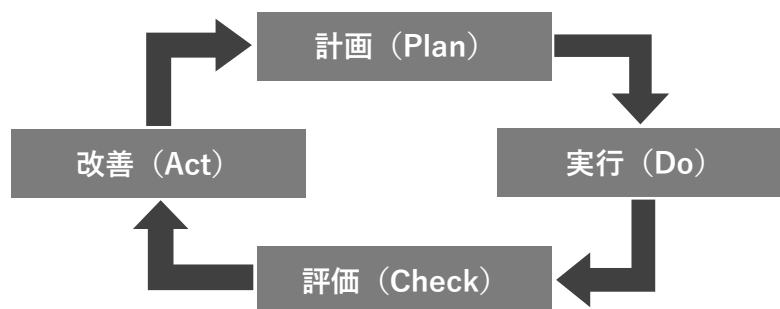
【計画の期間】



2. 計画の進捗状況の評価・検証

(1) PDCAサイクルの推進

高齢者福祉施策及び介護保険事業を円滑に推進していくため、PDCAサイクルを推進し、評価結果に基づき、より効果的な支援施策を検討し、所要の対策の実施に取り組みます。

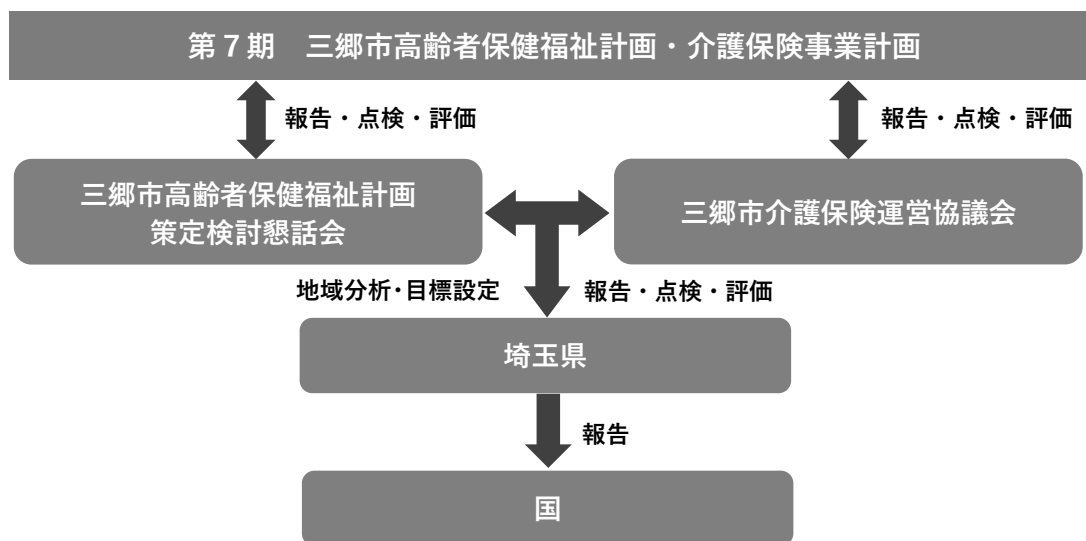


(2) 計画の達成状況の点検及び評価

計画策定後は、各年度において、計画の達成状況を「三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会」及び「三郷市介護保険運営協議会」に報告し、点検及び評価を行います。

(3) 国・県との連携

本市の保険者機能及び県の保険者支援の機能を強化していくため、本市と県により、地域課題を分析し、地域の実情を踏まえ、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みに関する目標を定め、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行います。



第4節 計画の策定体制

1. 市民アンケート調査の実施

計画策定にあたっての基礎資料として、三郷市在住の65歳以上の一般高齢者、要支援・要介護認定者、及び40～64歳までの若年者を対象に、日常生活の状況や健康状態、介護保険サービスの利用状況等を把握することを目的として、日常生活圏域ニーズ調査を兼ねた『市民アンケート調査』を実施しました。

【概要】

調査の実施期間：平成29年1月6日～平成29年1月23日

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査の種類	調査対象者	配布対象者数
日常生活圏域ニーズ調査	三郷市在住の ①：一般高齢者（65歳以上） ②：要支援認定者 計：全体（①+②）	1,241人 639人 1,880人
在宅介護実態調査	三郷市在住の 要介護認定者	1,240人
若年者調査	三郷市在住の 一般若年者（40～64歳）	1,245人

【回収状況】

調査の種類	回答者数	回収率	前回調査回収率	比較
一般高齢者	931人	75.0%	72.9%	+2.1%
要支援認定者	483人	75.6%	69.1%	+6.0%
要介護認定者	815人	65.7%		(※)
若年者	641人	51.5%	50.9%	+0.6%
全体	2,870人	65.8%	62.3%	+3.5%

(※) 前回調査では、要介護認定区分で集計されていないため、認定者全体での比較となります。

2. 市民参加

高齢者保健福祉計画については「三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会」を設置し、介護保険事業計画については「三郷市介護保険運営協議会」において、学識経験者や保健・医療・福祉関係者・被保険者である市民の代表から意見を聴きました。

3. 庁内検討組織

市民の健康状態や日常生活の状況及び福祉サービス等における利用状況等を把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、庁内ローリング調査を平成29年8月10日から平成29年8月29日の期間で実施しました。

4. 介護支援専門員等アンケート調査の実施

市内事業所に従事する介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センター職員を対象に、専門職の立場からの状況や意向等を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

【概要】

調査の実施期間：平成29年8月22日～平成29年8月31日

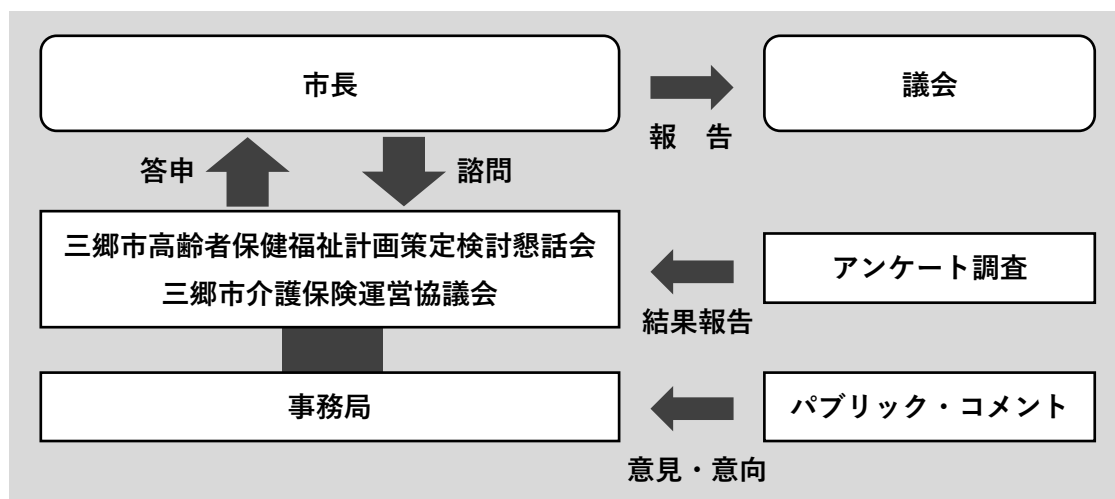
調査方法：郵送配布・郵送回収

調査対象者	対象者数	回収数	回収率
介護支援専門員	72人	65件	76.5%
地域包括支援センター職員	13人		
	計：85人		

5. パブリック・コメントの実施

計画策定検討懇話会等からの意見などをもとに作成した計画素案を、公共施設や市ホームページで公表し、計画策定の意思決定にあたり、広く市民から意見を伺うため、パブリック・コメントを実施しました。

【計画の策定体制】



第5節 計画の推進に向けて

1. 関係機関等との連携

(1) 三郷市社会福祉協議会との連携

三郷市社会福祉協議会では、判断能力が低下した高齢者等への日常的な金銭管理や書類等の預かりサービスを行う福祉サービス利用援助事業を実施しています。また、高齢者の健康管理と生きがいづくりを目的とした老人福祉センターや老人憩いの家の管理運営を行っています。今後も、高齢者等の生活全般における課題解決に向け、同協議会との連携に努めます。

(2) 三郷市民生委員・児童委員協議会との連携

民生委員・児童委員は要援護高齢者等の生活状態やニーズの把握、相談事項の伝達、支援を必要とする高齢者の把握など、地域と市とのパイプ役として活動しています。地域の高齢者の把握に向けて、引き続き、同協議会との連携強化を図ります。

(3) 介護保険サービス提供事業者、介護保険施設等との連携

高齢者の状況に応じて適切な介護保険サービスが提供できるよう、介護保険サービス提供事業者や介護保険施設等との連携を図ります。

(4) 地域との連携

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、地域のかたをはじめ、三郷市民生委員・児童委員協議会、町会、自治会等や地域のボランティア、NPO法人などの活動による支援が不可欠です。そのためには、市民が主体となった地域福祉活動の機運を高めるとともに、地域との連携を図れるよう努めます。

2. 庁内の関係部署との連携

高齢者福祉、障がい福祉、健康づくり、生活安全、生涯学習など広い分野において、関係部署と連携を図り、効率的かつ効果的なサービスの提供が行われる体制づくりに努めます。

第6節 介護保険制度改正の概要

1. 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）において、以下のとおり、必要となる仕組みが創設されました。

（1）データ分析の実施

市町村においては、介護保険事業計画の策定に当たり、より一層、地域包括ケア「見える化」システムを活用すること等により地域の実情を分析することが規定されました。

（2）介護予防・重度化防止等の取り組み内容及び目標を記載

介護保険の理念である高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みを推進するためには、実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成することが重要となります。

そのため、介護保険事業計画の必須記載事項として、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市が取り組むべき施策及び、その目標に関する事項が新たに規定されました。

（3）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告

PDCAサイクルの一環として、市町村においては、介護保険事業計画の達成状況等について、自ら実績評価を行い、新たな取り組みにつなげていくことが重要であり、自立支援等施策の実施状況及びその目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、介護保険事業計画の実績に関する評価を行うこととし、その評価の結果を公表するよう努めるとともに、都道府県知事に報告することが新たに規定されました。

（4）財政的インセンティブの付与の規定の整備

市町村の保険者機能を強化する一環として、保険者の様々な取り組みの達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、市町村等に対する財政的インセンティブが付与されます。

2. 新たな介護保険施設の創設

介護療養病床の設置期限が平成29年度末までとなっていたことを鑑み、慢性期の医療ニーズに対応する今後の医療・介護サービス提供体制について、「療養病床の在り方等に関する検討会」や「療養病床の在り方等に関する特別部会」（社会保障審議会）での審議を経て、新たな施設類型として、「介護医療院」が創設されました。

介護医療院は、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設であり、病院、診療所から介護医療院に転換した場合には、転換前の名称を引き続き使用でき、現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長されることとなりました。

3. 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。厚生労働省では、「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格として「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げています。

・共生型サービス

高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられます。

これは、障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定を受けやすくする特例が設けられるものです。

4. 現役並みの所得のある者の利用者負担の見直し

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、平成30年8月より、現役並みの所得を有する者の負担割合が2割から3割に引き上げられます。